

# 令和5年度（2023年度）学校いじめ防止基本方針

宝塚市立安倉北小学校

## はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「心豊かでたくましく生きる子の育成」を学校教育目標として、「共に生きる子」「自ら考え学ぶ子」「やり抜く子」「元気な子」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、児童の健全な成長を目指している。

2013年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第13条に学校のいじめ防止基本方針策定が義務付けられた。いじめ防止等のための対策については、推進法の施行状況などを勘案し、2017年に、国と県がいじめ防止基本方針をそれぞれ改定し、宝塚市も、国等の改定にあわせ、基本方針が見直され、「子どもが主体的に参加する学校づくり」を目指していじめ防止等に取り組むことを基本理念とされている。そこで本校でも、いじめの早期発見及びいじめへの対処についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を改定する。

## 1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての児童に起こり得るものであることを全教職員が認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させなければならない。その際、児童も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

## 2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等で、誹謗中傷など嫌なことをされる

### 3 いじめの認知に関する考え方

いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立ち、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要であり、いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童に行き届いていることの証であり、肯定的に評価しなければならない。

### 4 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### 5 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教諭、養護教諭、各学年団から1名とする。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加する。さらに必要に応じ、市教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

資料1

#### (2) 役割

いじめ防止対策委員会は、次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 学校基本方針の内容検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

## 6 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定

いじめ防止等のための取組、早期発見、校内研修等についての内容を、年間を通した計画を策定する。計画策定や内容の実施にあたっては、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、よりよいものに見直していく。

資料2

## 7 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしてくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、児童一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童理解による生活指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題に関する学校の取組方針、計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

○少なくとも年間2回以上行う。

○年間計画に位置付けて行う。

○形骸化することなく、実態に応じた内容を行う。

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生活指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、児童理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

## 8 児童の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動（児童会活動、学級活動等）の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。その際、次のような内容が考えられる。

① 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか

② どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか

③ いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

④ 児童が主役となる活動にするには、具体としてどのような活動が取り上げられるのか

## 9 家庭や地域との連携

児童を取り巻く多くのおとなが、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校・家庭・地域が組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置しているいじめ防止対策委員会を主体として、例えば、保護者や地域の人たちが参画する「宝塚市立安倉北小学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

合わせて、学校運営協議会を生かし、まちぐるみで学校を支える体制づくりを進める。

## 10 いじめの防止

### (1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人ひとりがしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動の中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

### (2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。「新・みんなの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、道徳教育を計画的に進めていく。

### (3) 体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生の修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

## 11 いじめの早期発見

### (1) 定期的なアンケート調査等の実施

「こころとからだのアンケート調査」「いじめに関するアンケート調査」等を、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容や児童の実態に応じて配慮する。いじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。また、アンケートだけではなく、担任等による面談、臨床心理士によるカウンセリングなども適宜行う。さらに、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。

資料3-1

資料3-2

資料4

### (2) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめと疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童をとの良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止対策委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

## 12 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止めさせる。児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、すぐに「いじめ防止対策委員会」を開き、情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

### (2) いじめを受けた児童や保護者への支援

まず、いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人やおとななどと連携し、児童に寄り添い支援する体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。また、これらの取り組みに際しては、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

### (3) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、保護者と連携を図った対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を行う。

また、場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

### (4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

## 13 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめの防止

SNS等オンライン上によるいじめは、被害が広範囲で長期に及び可能性がある。そのため、日ごろから「授業づくり」「集団づくり」「児童の主体的な活動」等の取組を推進すると

ともに、情報モラルに関する教育にも取り組む。警察や通信業者等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童生徒の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

## (2) ネットいじめの早期発見

SNS やオンラインゲーム等によるいじめは、閉ざされた人間関係でおとなが見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

## (3) ネットいじめへの対処

SNS 等での不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、即座に削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会、警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

## 1.4 教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど、勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。保護者には、教職員の定時退勤日の設定、勤務時間終了後の自動音声電話連絡について周知し、理解と協力を求める。

## 1.5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対処を行う。

資料5

## 16 その他の事項

### (1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

#### <参考資料>

- 資料1 校内組織体制・対応
- 資料2 年間指導計画
- 資料3-1 いじめアンケート
- 資料3-2 こころとからだのアンケート
- 資料4 いじめ早期発見のためのチェックリスト
- 資料5 宝塚市いじめ防止等基本方針 第6章抜粋

#### 【学校ホームページ掲載内容】

× +

### いじめ防止の取り組み

#### いじめ問題再発防止に関する基本方針に係る行動計画

宝塚市教育委員会が令和2年10月に策定した「宝塚市いじめ問題再発防止に係る基本方針」をもとに、本校では行動計画を策定しました。子どもたちがいきいきと活動できるよう、全校で取り組みます。



#### 【重点目標】

##### 1 学校全体で取り組んでいきます

専科教員、兵庫型学習システム担任、兵庫型教科担任制の活用等、ひとりの教職員が抱え込むことのないよう、多くの目で子どもたちと関わるとともに、子どもたちがSOSを出しやすい環境を整えます。

##### 2 児童が主体となった「いじめを許さない」教育活動を進めます

学校行事や児童会活動などを中心に、子どもたちが主体的に関わり合い、自他を認め合える活動を通して、よりよい人間関係の構築を進めます。

 [安倉北小学校 いじめ防止基本方針 \(PDF 1.1 MB\)](#) 

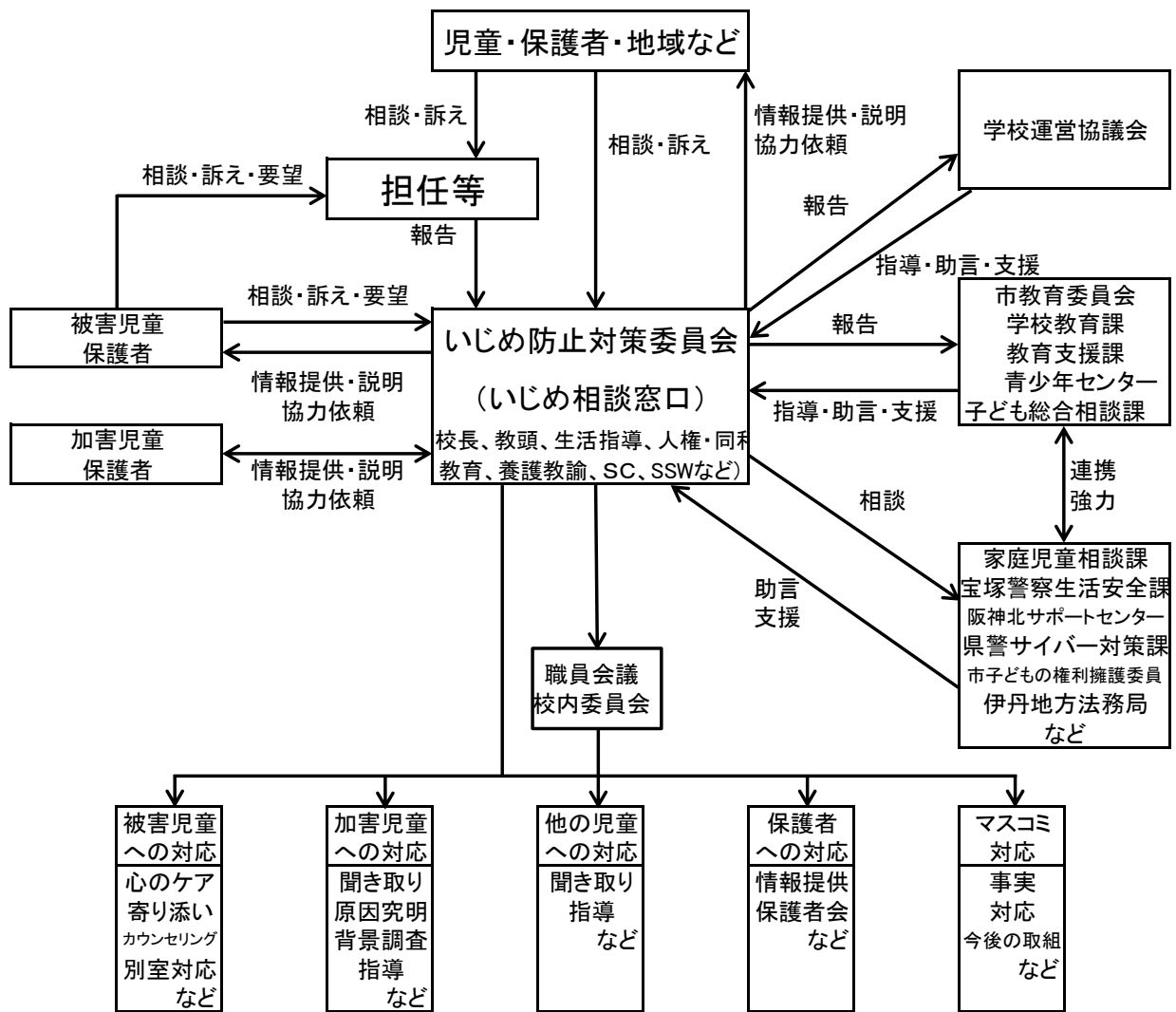
 [安倉北小学校 いじめ問題再発防止に関する基本方針に係る行動計画 \(PDF 685.1 KB\)](#) 

PDF形式のファイルをご利用するためには「Adobe(R) Reader」が必要です。お持ちでない方は、Adobeのサイトからダウンロード（無償）してください。[Adobeのサイトへ新しいウィンドウでリンクします。](#)



検索





- 被害児童を第一に考えて対応する。
- 対応は迅速かつ組織的に行う。
- 情報提供や説明は、個人のプライバシーに十分配慮する。
- マスコミ対応は、窓口を一本化し、市教育委員会と十分に相談の上行う。
- いじめ解消後も継続的な見守りを行う。



## Ⅱ 年間指導計画

資料2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
対策委員会 いじめ防止	定例会 ・基本方針策定 ・年間計画策定 ・学校だより ・学校HP	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・研修会準備	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・点検、改善	定例会 ・情報交換
児童	委員会活動 始業式講話	全校朝会 1年生を迎える会 こころとからだのアンケート 児童面談	全校朝会 運動会 児童面談	全校朝会 自己表現力向上事業 いじめアンケート 児童面談 学期の振り返り 終業式講話	人権ポスター 作文・標語等作成 始業式講話	全校朝会 人権参観 修学旅行 自然学校
教職員・地域等 保護者	関係機関情報共有 授業参観・懇談会	関係機関情報共有 自宅確認 教職員研修 保幼小中特連携会議 PTA総会	関係機関情報共有 校区人権学習会 学校運営協議会	カンセリク・マインド <sup>®</sup> 研修 白書研修会 個人懇談 スクラム会議	人権教育研修会 児童理解研修 保幼小中特連携会議 学校地域児童支援会議	関係機関情報共有 オープンスクール 人権参観・講演会

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対策委員会 いじめ防止	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・点検、改善	定例会 ・情報交換 ・今年度の成果と課題
児童	全校朝会 サイバー犯罪講習会 目指せひょうごっこ チャレンジ！	全校朝会 音楽会 いじめアンケート 児童面談	全校朝会 児童面談 学期の振り返り 終業式講話	全校朝会 北小フェスタ 学校アンケート いじめアンケート 児童面談 オープンジュニアハイスクール 始業式講話	全校朝会 アンガーマネジメント研修 アサーショントレーニング研修 児童面談	全校朝会 6年生を送る会 一年の振り返り 修業式講話
教職員・地域等 保護者	保幼小中特連携会議 関係機関情報共有 オープンスクール 市民集会	人権教育ブロック研修会 関係機関情報共有 オープンスクール	保幼小中特連携会議 個人懇談 スクラム会議 学校運営協議会	白書研修会 関係機関情報共有 オープンスクール 学校アンケート	保幼小中特連携会議 関係機関情報共有 授業参観・懇談 学校評価	学校関係者評価 学校運営協議会

なまえ  
名前

このアンケートは、あなたのこころとからだの健康のために使います。眠り、いらいら、勉強への集中など、自分のこころとからだについてふりかえってみましょう。ふだんのあなたに一番よくあてはまるところを○でかこんでください。

	とても	かなり	すこし	
1 なかなかねむれないことがある	はい	はい	はい	いいえ
2 いやな夢やこわい夢をみる	はい	はい	はい	いいえ
3 いろいろと気にしすぎる	はい	はい	はい	いいえ
4 家の人(おとうさんやおかあさんなど)のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ
5 家にいる時でも、気持ちが落ち着かない	はい	はい	はい	いいえ
6 自分が悪い(悪かった)と責めてしまうことがある	はい	はい	はい	いいえ
7 誰も信用できないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
8 楽しいことが楽しいと思えなくなった	はい	はい	はい	いいえ
9 どんなにがんばっても意味がないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
10 自分の気持ちをだれもわかってくれないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
11 頭やおなかなどが痛いなど、からだのぐあいが悪いときがある	はい	はい	はい	いいえ
12 ご飯がおいしくないし、食べたくないことがある	はい	はい	はい	いいえ
13 なにもやる気がしないことがある	はい	はい	はい	いいえ
14 授業や学習に集中できないことがある	はい	はい	はい	いいえ
15 むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとなったりする	はい	はい	はい	いいえ
16 だれかに話をきいてもらいたい	はい	はい	はい	いいえ
17 はげしい怒りがわいてくる(とてもはらがたつ)	はい	はい	はい	いいえ
18 学校には楽しいことがいっぱいある	はい	はい	はい	いいえ
19 私には今、将来の夢や目標がある	はい	はい	はい	いいえ
20 友達ちと遊んだり話したりすることが楽しい	はい	はい	はい	いいえ

いまの気持ちを書いてください。

このアンケートをもとに、近いうちにあなたは先生と話をします。あなたは、どの先生と話したいですか？  
話したいと思う先生に○をつけてください。

その先生の名前を書きましょう。

担任の先生 ・ そのほかの先生 } ・ どの先生でもよい

## いじめアンケート 3～6年

このアンケートは、皆さんが楽しく学校生活を送れるようにするためにします。  
日ごろの学校生活をふり返って、質問に答えてください。  
あてはまる番号に○をつけてください。

- ① 学校は楽しいですか。  
1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない
- ② みんなで勉強や遊びをすることは楽しいですか。  
1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない
- ③ 自分から進んで授業に参加できていますか。  
1 取り組んでいる 2 少し取り組んでいる 3 少し取り組んでいない 4 取り組んでいない
- ④ 授業がよくわかりますか。  
1 よくわかる 2 少しわかる 3 少しわからない 4 わからない
- ⑤ 最近、だれかから、いやなことをされたことはありますか。  
1 ある 2 ない ※ 2 を選んだ人は、⑨に進んでください。
- ⑥ どんなことをされましたか。 (いくつ○をしてもかまいません)  
1 嫌なことを言われた。(冷やかす、からかい、悪口、脅し文句など)  
2 仲間はずれ、グループから無視をされた。  
3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりした。  
4 ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりした。  
5 お金やものを無理に求められた。  
6 お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。  
7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。  
8 パソコンや携帯電話等を使い、SNS(LINE等)上で嫌なことをされた。  
9 その他
- ⑦ それは今も続いていますか。  
1 続いている 2 続いていない
- ⑧ そのことをだれかに話しましたか。  
1 話した 2 話していない
- ⑨ あなたは、他の人から、いやな思いをさせられている人を、  
見たり聞いたりしたことがありますか。  
1 ある 2 ない ※ 2 を選んだ人は、⑩に進んでください。
- ⑩ そのときあなたは、どうしましたか。 (いくつえらんでもかまいません)  
1 注意してやめさせた。 2 だまって見ていた。  
3 その場をはなれた。 4 いじめられている人の話を聞いた。  
5 先生に相談した。 6 家の人に相談した。  
7 その他の大人に相談した。 8 友だちに相談した。
- ⑪ すぐに相談したいことがある人は、右の口の中に○を書きましょう。

年 組 名前

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかす雰囲気のあるグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている児童

### ◎ 日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなったりする
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわついたりする
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 「遊びだ」と友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

### ◎ 昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 給食を一人で食べる人が多い
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨てるの当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

### ◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

## いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する

## 1 重大事態の意味

推進法第28条第1項に規定されているように、重大事態とは次のように定義する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- a 児童生徒が自殺を企図した場合
- b 身体に重大な傷害を負った場合
- c 金品等に重大な被害を被った場合
- d 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校や教育委員会は、重大事態が発生したものとして報告・調査等を実施する。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止に全力で努める。

## 2 教育委員会又は学校による調査

### (1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに教育委員会に報告する。また、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

### (2) 調査主体と調査組織

教育委員会は、学校から重大事態の発生の報告を受けたときには、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。特に、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

#### ア 学校が主体となって行う調査

学校が主体となって行う調査は、推進法第22条の規定により設置した学校いじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、必要に応じて、調査組織に外部人材の参画を図る。

## イ 教育委員会が主体となって行う調査

教育委員会が主体となって行う調査は、いじめ対策委員会が教育委員会の諮問に基づき調査を行い、その結果を教育委員会に答申する。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

#### ア いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等行う。

これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導や支援をしたり、関係機関と連携したりしながら、対応に当たる。

#### イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが大切である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、推進法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）を参考にする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒をもっと身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。

### 3 調査結果の提供及び報告

#### （1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

この情報の提供に当たっては、適時、適切な方法で、経過報告があることが望ましい。これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯にして、説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど、適切な対応が求められる。

#### （2）調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

### 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### （1）再調査の趣旨及び調査主体について

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下「サポート委員会」という。）に諮問し、推進法第28条第1項の規定による調査結果について、推進法第30条第2項の規定による再調査を行う。サポート委員会は、市長の諮問に応じて再調査を行い、市長にその結果を答申する。

#### （2）再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果により、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会は指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、又は学校支援チーム支援員の派遣、並びに弁護士、医師や警察官経験者等の外部人材の派遣、若しくは地域関係団体等の協力などが考えられる。

また、市長は再調査を行ったとき、その結果について議会に報告しなければならない。その際、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保しなければならない。